北海道告示第10805-10号

平成25年北海道告示第10328-3号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部））の一部を次のように改正する。

平成29年11月９日

北海道知事　高橋　はるみ

総政第33号様式を次のように改める。

総政第33号様式

年　月　日

平成　　年度地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書

北海道知事　　様

住　　所
申請者氏名又は名称　　㊞

平成　　年度地域間幹線系統確保維持費補助金の交付を関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

〇地域間幹線系統確保維持費補助金

運行系統数	補助金の額
系統	千円

２．補助金の交付を受けようとする理由及び補助事業実施による効果

３．補助対象期間における損益の実績

補助対象期間の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の補助対象期間の実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	%

４．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)	地域キロ当たり標準経常費用(ホ)	キロ当たり経常費用(ニ)と(ホ)のいずれか少ない額(ヘ)	キロ当たり経常収益(イ)÷(ハ)＝(ト)
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
		円　銭	円　銭	円　銭

５．地域間幹線系統の運行状況

補助ブロック名	申請番号	地域公共交通再編事業の特例措置の有無	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	実績運行日数	計画運行回数 (チ)	実績運行回数 (リ)	運休回数 (ヌ)	運休回数のうち第10条第２項ただし書によるやむを得ない運休回数 (ル)	運行割合 (100%を超える場合は100%を上限とする) (リ＋ル)÷(チ)＝(ヲ)	国庫補助金内定額 (ワ)	地域間幹線系統国庫補助申請額 (ワ)×(ヲ)＝(カ)	補助対象期間に係る北海道地域間幹線系統確保維持計画表２に掲げる道負担額 (ヨ)
	第1号						日	日	回	回	回	%	千円	千円	円	円
	第2号						日	日	回	回	回	%	千円	千円	円	円
	第3号						日	日	回	回	回	%	千円	千円	円	円
	第4号						日	日	回	回	回	%	千円	千円	円	円
	第5号						日	日	回	回	回	%	千円	千円	円	円
	第6号						日	日	回	回	回	%	千円	千円	円	円
合計			系統										千円	千円	円	円

補助ブロック名	申請番号	地域間幹線系統道補助申請額 (ヨ)×(ヲ)＝(タ)
	第1号	千円
	第2号	千円
	第3号	千円
	第4号	千円
	第5号	千円
	第6号	千円
合計		千円

注　1　この様式は、地域間幹線系統確保維持事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2　「補助金の交付を受けようとする理由及び補助事業実施による効果」については、詳細かつ具体的に記載すること。

3　（チ）欄については、国土交通大臣に認定された地域間幹線系統確保維持計画に記載された計画運行回数を記載すること。

4　（リ）欄については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。なお、実績運行回数について、盆・正月・その他の期間に減便した場合は、減便した回数を除いた数値を記載すること。

5　（ヌ）欄については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。

6　（ル）欄については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない場合として知事が認めた回数を記載すること。

7　（ヲ）欄については、パーセント以下第２位（第３位以下切捨て）まで算出して記載すること。
8　「補助ブロック名」の欄は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平成23年３月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）別表６の名称を記載すること。
9　乗合バス事業の収益及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。また、乗合バス事業の費用については、国庫補助金交付要綱第２編第１章第３節に係る経常費用を除くこと。
10　補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（国庫補助金交付要綱第５条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を補助対象期間の損益状況欄に記載すること。
11　補助対象期間（国庫補助金交付要綱第５条で定める期間）の損益状況の欄中乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、運輸省自動車局長通達「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」（昭和52年５月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号）によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
12　申請番号は、計画認定時の番号と同一にすること。なお、１系統が２つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
13　地域キロ当たり標準経常費用は、北海道運輸局が通知した数値によること。
14　計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
15　「国庫補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位で記載（百円未満の端数は切捨て）することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
16　「道補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位で記載（百円未満の端数は切捨て）することとし、合計の千円未満の端数は切り上げること。なお、「１．交付を受けようとする補助金の額」の欄は、道補助申請額の合計と一致すること。
17　「地域公共交通再編事業の特例措置の有無」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「〇」を記載する。
18　「補助対象期間の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
19　申請する場合は、次の書類を添付すること。
（１）補助対象期間（国庫補助金交付要綱第５条で定める期間）の旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第２条第２項の「事業報告書」
（２）国庫補助金交付要綱第８条第３項に定める様式第１－５号の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）

総政第38号様式を次のように改める。

総政第38号様式

番　　号
平成　年　月　日

北海道知事　　様

申請者氏名又は名称　　印
住　　所

平成　　年度　車両減価償却費等補助金交付申請書

平成　　年度車両減価償却費等補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補　助　金　の　額
千円	千円

２．補助金の交付を受けようとする理由及び補助事業実施による効果

3. 申請の概要（別表1に定める要件に適合する系統を運行するために必要な車両の取得）

（1）初年度（平成　　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 （現金、割賦、リース）	自動車登録番号
									.		
									.		

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	ホと限度額のうち少ない方の額（円）	普通償却限度額（円） （定率法）ヘ×(0.4又は0.5)=ト （定額法）ヘ×0.2=ト	特別償却額（円）	償却限度額（円）	事業者償却額（円）	ヌとルのうち少ない方の額（円）	償却期間（月）	補助対象経費	補助対象経費の1/2の額（千円）	＊残存価格（円）
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	ニ−1円=ホ	ヘ		チ	ト＋チ＝ヌ	ル	ヲ	ワ	ヲ×ワ÷12（月）=カ	カ×1/2=ヨ	ヘ−カ=タ
													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） への額以内	償還期間（月）	借入利率（%） 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率（%） ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2の額（千円） ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費及び補助申請額】

補助対象経費（千円） カ＋ツ	補助対象経費の1/2の額（千円） ヨ＋ネ=①	国庫補助金内定額（千円） ②	国庫補助申請額（千円） ①と②のいずれか低い額	道補助申請額（千円） ①と②のいずれか低い額

（2）2年目以降（平成　年度）

2年目以降（平成　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費補助金申請番号	
			当該年度	初年度

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

申請番号	補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ	残存価額（円） 前年度フ（2年目のみタ）の額＝ラ	普通償却限度額（円） （定率法）ラ×（0.4又は0.5）＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム	特別償却額（円） ウ	償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ	事業者償却額（円） オ	ノとオのうち少ない方の額（円） ク	償却期間（月） ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷１２（月）＝マ （最終年度）ク＝マ	国庫補助金内定申請額（千円） マ×1/2=ケ
									円	
									円	
計									千円	

＊残存価格（円） ラ−マ=フ

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額（円） ナの額以内＝コ	償還期間（月）	今年度償還回数		借入利率（%）年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率（%） テ	補助対象経費 ア	補助申請額（千円） ア×1/2=サ
			（自）	（至）				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） マ＋ア	補助対象経費の1/2の額（千円） ケ＋サ=③	国庫補助金内定額（千円） ④	国庫補助申請額（千円） ③と④のいずれか低い額	道補助申請額（千円） ③と④のいずれか低い額

（1）記載要領

1.「補助金の交付を受けようとする理由及び補助事業実施による効果」については、詳細かつ具体的に記載すること。
2.申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
3.「確保維持費補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
4.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
5.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条及び第53条）。
6.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
9.「国庫補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
10.「道補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り上げること。
11. 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
12. リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
13.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
14.普通償却限度額（ム欄）は、補助対象限度額（ナ欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（ラ欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（ム欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（ム欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800　改定償却率：0.500

（2）添付書類

1.補助対象期間（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（本補助金交付要綱第1編第2章に係る経常費用を除く。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類（（1）7、9及び10関連）
3.標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、認定書の写し。
6.自動車登録事項等証明書の写し
7.バス車両の主要部分の写真
8.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）

４．申請の概要（別表3に定める要件に適合する系統を運行するために必要な車両の取得）

（平成　　年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	自動車登録番号
									.	
									.	

【車両購入費用】

申請番号	実費購入予定費（円）＊消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額（円）	当該車両補助金 限度額（円）	ホと限度額のうち少ない方の額 （円）	補助対象経費 （円）	補助対象経費の1/2の額（千円）
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ	ニ−1円=ホ	ヘ	ト	ト×1/2=チ	チ×1/2=リ
								円	
								円	
計								千円	

【所要経費】

補助対象経費（千円） チ	補助対象経費の1/2の額 （千円） リ=①	国庫補助金内定額 （千円） ②	国庫補助申請額 （千円） ①と②のいずれか低い額	道補助申請額 （千円） ①と②のいずれか低い額

（1）記載要領

1.「補助金の交付を受けようとする理由及び補助事業実施による効果」については、詳細かつ具体的に記載すること。
2.申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
3.「確保維持費補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
4.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、プティバス型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
5.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条及び第53条）。
6.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
7.「国庫補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
8.「道補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り上げること。
9. 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。

（2）添付書類

1.補助対象期間（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（本補助金交付要綱第1編第2章に係る経常費用を除く。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2.標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類。
5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）